



平成 29 年 5 月 15 日

各 位

会 社 名 株式会社ティラド  
代表者名 代表取締役社長 嘉納 裕躬  
(コード番号：7236 東証一部)  
問合せ先 経理・財務部部長 金井 典夫  
TEL：03-3373-1101

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 29 年 6 月 28 日開催の第 115 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 公告閲覧の利便性の向上及び公告掲載費用の削減を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 本日別途開示した「単元株式数の変更、株式併合および発行可能株式総数の変更に関するお知らせ」に記載の「2. 株式併合」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に応じて、発行可能株式総数を減少させるため、定款第 6 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、全国証券取引所における「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため、定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力が発生する旨の附則（効力発生日）を設け、同日をもって本附則を削除するものといたします。
- (3) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮するものであります。これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

|                       |                     |
|-----------------------|---------------------|
| 定款変更のための定時株主総会開催予定日   | 平成 29 年 6 月 28 日（水） |
| 定款変更の効力発生日            |                     |
| 変更案第 6 条および第 7 条を除く部分 | 平成 29 年 6 月 28 日（水） |
| 変更案第 6 条および第 7 条      | 平成 29 年 10 月 1 日（日） |

別紙

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款   | 変 更 案   |
|---|---|
| <p>第1条～第4条<br/>(条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載する。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は <u>15,000</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>第8条～第21条<br/>(条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第23条～第43条<br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> | <p>第1条～第4条<br/>(現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告 <u>方法</u>は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,500</u> 万株とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>第8条～第21条<br/>(現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第23条～第43条<br/>(現行どおり)</p> <p>附則<br/>(効力発生日)<br/><u>第6条および第7条の変更は、平成29年10月1日をもって、効力が発生するものとする。</u><br/><u>なお、本附則は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p> |

以上